

瑞浪市都市計画マスタープラン（改定案）

新旧対照表

※赤字で示した部分が、新たに訂正した箇所です。

令和7年 月

岐阜県 瑞浪市

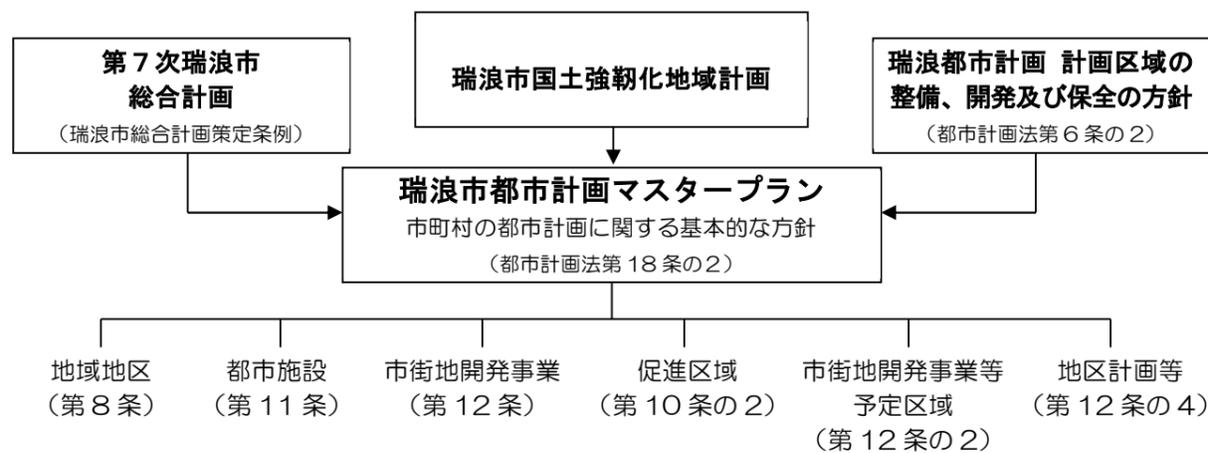
序章 計画の基本的事項

序-1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、ゆとりと豊かさを真に実感でき、**個性的で快適な都市づくりを進めるために**、長期的な観点から都市の将来像を明らかにするものです。**急激に社会構造が変化し、自然災害のリスクが高まるなか**、市街地をはじめとして、土地利用や都市施設などのあり方について基本的な方向を示し、あわせて各地域におけるまちづくり方針を定めることにより、瑞浪市の都市計画に関する総合的な指針を定めることを目的とします。

序-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、個別具体の都市計画の基本となる計画として位置づけます。



現在の瑞浪市都市計画マスタープランは平成23年に策定・公表され、その後平成30年に中間見直しが行われました。それから現在に至るまで、社会経済情勢の変化や、上位計画にあたる第7次瑞浪市総合計画、瑞浪市国土強靱化地域計画をはじめ、瑞浪市立地適正化計画、瑞浪市地域公共交通計画、第三次瑞浪市環境基本計画の策定など、大きな変化が起きています。こうした現在の状況を踏まえ、このたび、瑞浪市都市計画マスタープランの見直しを行います。

具体的な見直しのポイントは以下のとおりです。今後、上位計画などに変更が生じた場合、必要に応じて見直しを図ります。

- 目標人口や土地利用の方向性などの、上位計画との整合
- 土地利用や道路網など、社会経済情勢や整備状況を踏まえた見直し

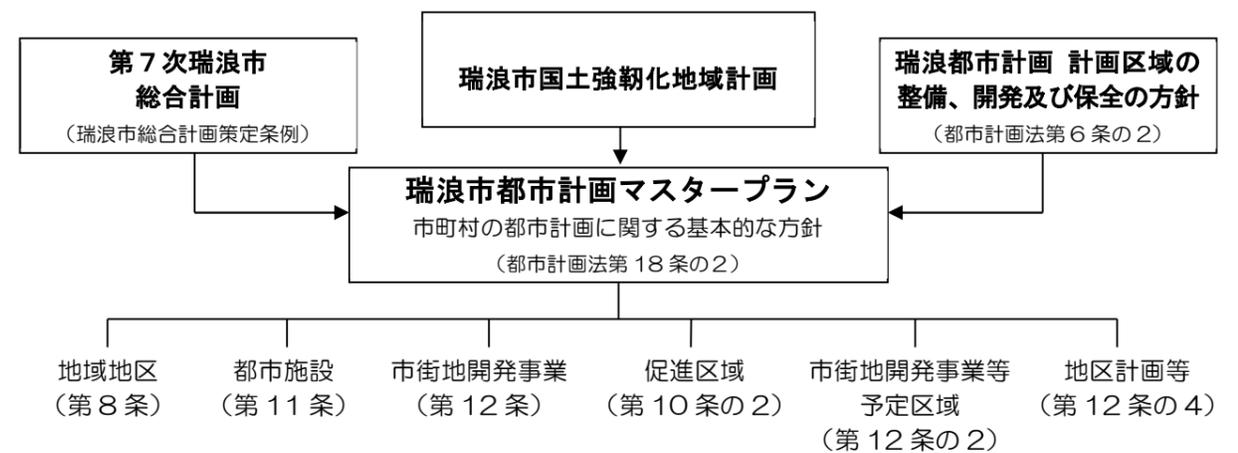
序章 計画の基本的事項

序-1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、ゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として都市を整備し個性的で快適な都市づくりを進めるために、長期的な観点から都市の将来像を明らかにするものです。市街地をはじめとして、土地利用や都市施設などのあり方について基本的な方向を示し、あわせて各地域におけるまちづくり方針を定めることにより、瑞浪市の都市計画に関する総合的な指針を定めることを目的とします。

序-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、個別具体の都市計画の基本となる計画として位置づけます。



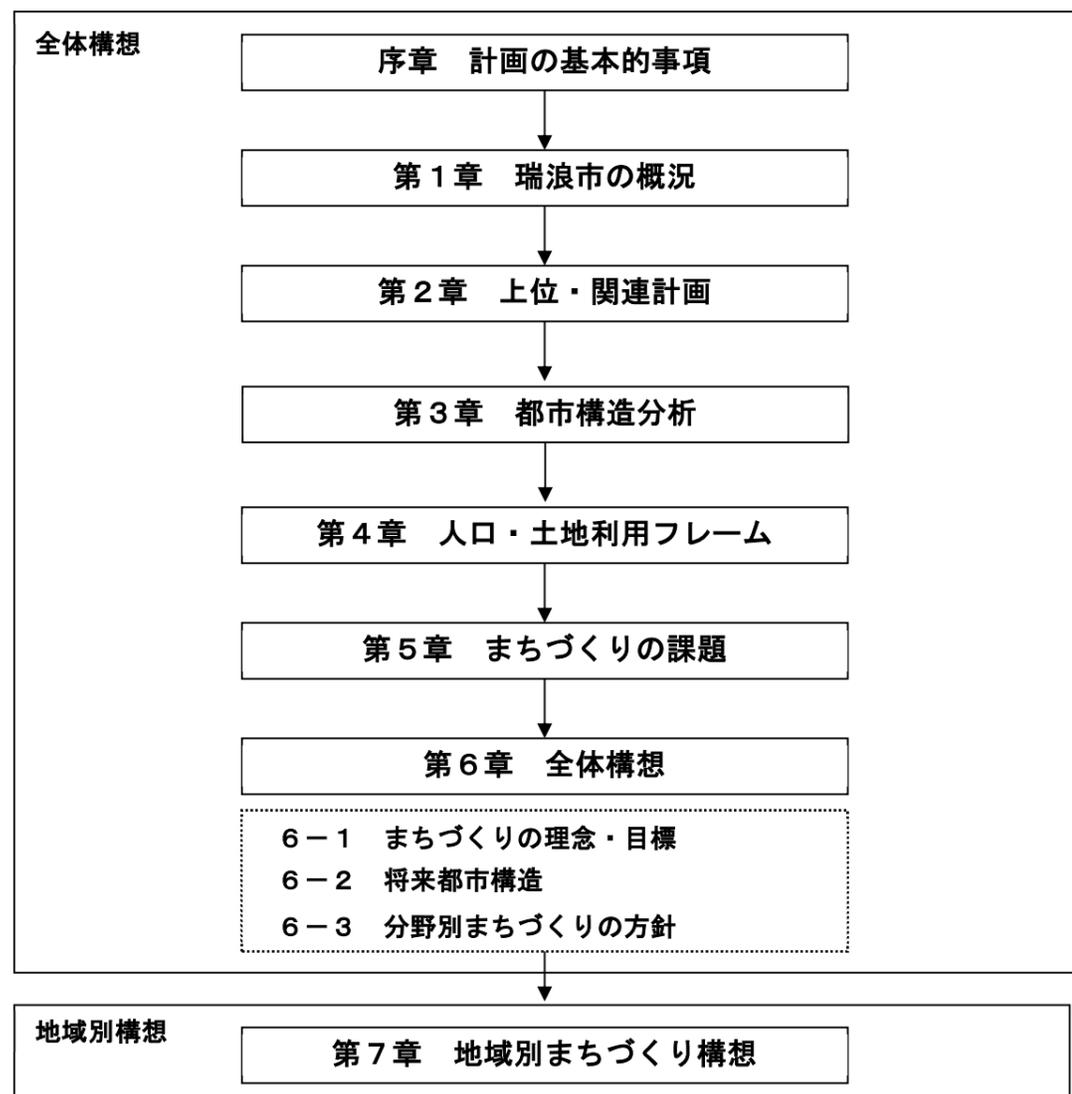
現在の瑞浪市都市計画マスタープランは平成23年に策定・公表され、その後平成30年に中間見直しが行われました。それから現在に至るまで、社会経済情勢の変化や、上位計画にあたる第7次瑞浪市総合計画、瑞浪市国土強靱化地域計画をはじめ、瑞浪市立地適正化計画、瑞浪市地域公共交通計画、第三次瑞浪市環境基本計画の策定など、大きな変化が起きています。こうした現在の状況を踏まえ、このたび、瑞浪市都市計画マスタープランの見直しを行います。

具体的な見直しのポイントは以下のとおりです。今後、上位計画などに変更が生じた場合、必要に応じて見直しを図ります。

- 目標人口や土地利用の方向性などの、上位計画との整合
- 土地利用や道路網など、社会経済情勢や整備状況を踏まえた見直し

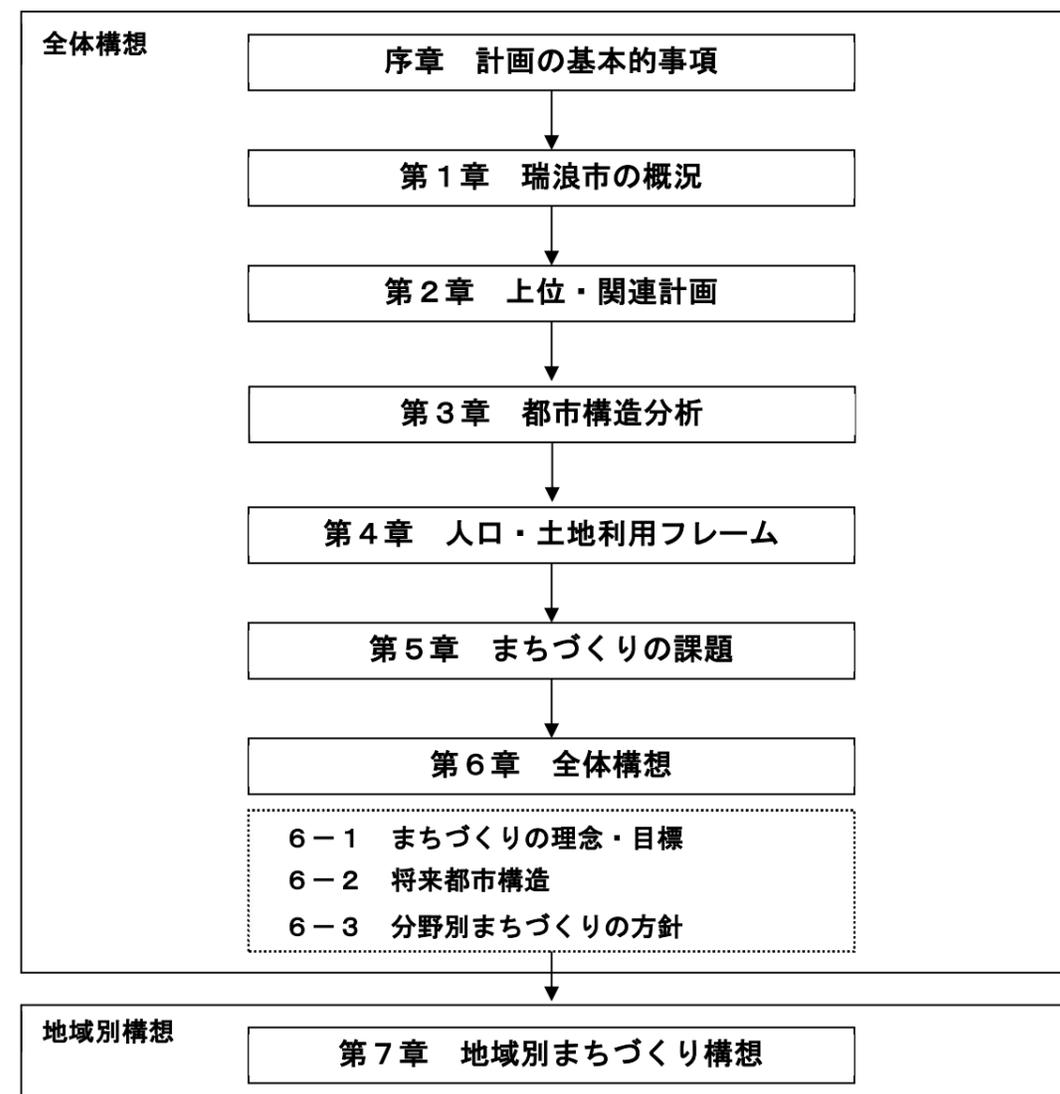
序-5 計画の構成

瑞浪市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とします。）は、瑞浪市全体を対象として都市の将来像や土地利用、都市施設のあり方を定める「全体構想」と、瑞浪市を8地域に区分して定める「地域別構想」により構成されます。



序-5 計画の構成

瑞浪市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とします。）は、瑞浪市全体を対象として都市の将来像や土地利用、都市施設のあり方を定める「全体構想」と、瑞浪市を8地域に区分して定める「地域別構想」により構成します。



第1章 瑞浪市の概況

1-1 瑞浪市の位置と地勢

1. 位置・地勢

瑞浪市（以下「本市」とします。）は、岐阜県の南東部に位置し、東は屏風山などの丘陵を境として恵那市と接し、西は御嵩町・土岐市、南は愛知県豊田市、北は木曾川の渓谷を隔てて八百津町に隣接しています。市の北東から南西に土岐川（庄内川）が流れ、市域の68.4%を山林が占めるなど緑豊かな自然環境を有しています。また、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道が通じていた交通の要所で、東西の政治・経済・文化が流入し、歴史と伝統が息づく風情がある街です。



図 1. 1 瑞浪市の位置

第1章 瑞浪市の概況

1-1 瑞浪市の位置と地勢

1. 位置・地勢

瑞浪市（以下「本市」とします。）は、岐阜県の南東部に位置し、東は恵那市、西は御嵩町、土岐市、南は愛知県（豊田市）、北は八百津町に隣接しています。

市の北部には木曾川が流れ、市域の68.4%を山林が占めるなど緑豊かな自然環境を有しており、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のある街です。



図 1. 1 瑞浪市の位置

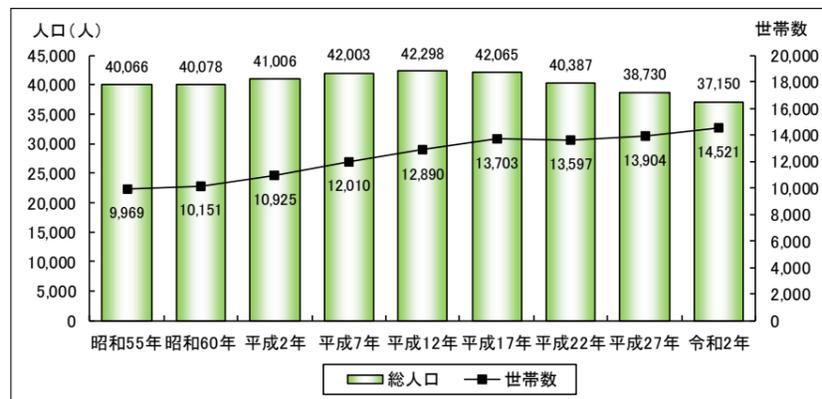
1-2 瑞浪市の人口

1. 人口・世帯数

本市の人口は、昭和55年から平成12年にかけて増加が続いていましたが、平成12年をピークに減少に転じており、令和2年には37,150人と昭和55年の人口を下回っています。減少に転じた平成12年から令和2年にかけては5,148人の減少（約12%の減少）と人口減少傾向が顕著で、この傾向は今後も続くと考えられます。

世帯数は、平成17年から平成22年にかけて一旦減少したものの増加傾向にあり、令和2年には14,521世帯となっています。人口が減少に転じた平成12年以降も増加を続けており、核家族化や高齢単身世帯の増加がさらに進行しています。

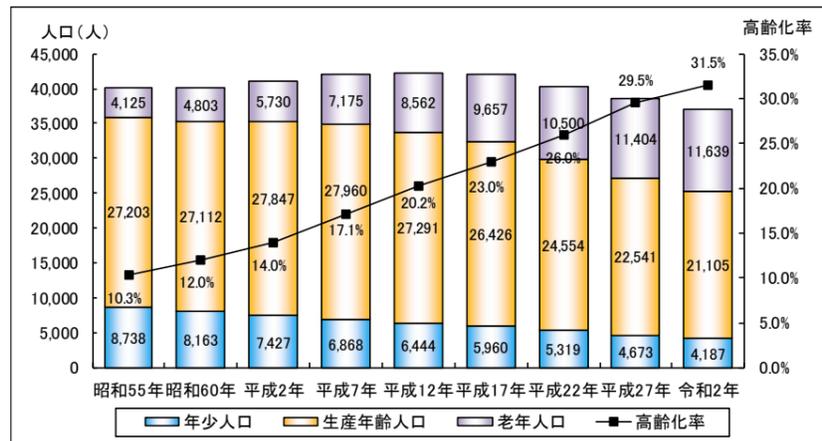
人口の推移を年齢別にみると、年少人口は一貫して減少しており、生産年齢人口は平成7年まで増加傾向にあったものの、その後は減少に転じています。一方、老年人口は令和2年には11,639人と昭和55年の約2.8倍に増加しており、高齢化率も31.5%と急速に上昇しています。団塊の世代全員が後期高齢者となるため、今後も超高齢社会が続くことが予測されます。



※総人口は「年齢不詳」を含む

資料：国勢調査

図1.3 人口・世帯数の推移



※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上、「年齢不詳」を除く

資料：国勢調査

図1.4 年齢別人口の推移

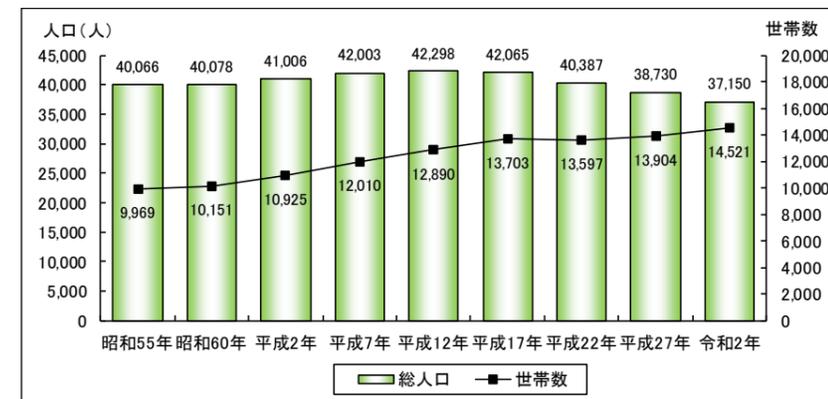
1-2 瑞浪市の人口

1. 人口・世帯数

本市の人口は、昭和55年から平成12年にかけて増加が続いていましたが、平成12年をピークに減少に転じており、令和2年には37,150人と昭和55年の人口を下回っています。減少に転じた平成12年から令和2年にかけては5,148人の減少（約12%の減少）と人口減少傾向が顕著で、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

世帯数は、平成17年から平成22年にかけて一旦減少したものの増加傾向にあり、令和2年には14,521世帯となっています。人口が減少に転じた平成12年以降も増加を続けていることから、核家族化や高齢単身世帯の増加が進行していると推測されます。

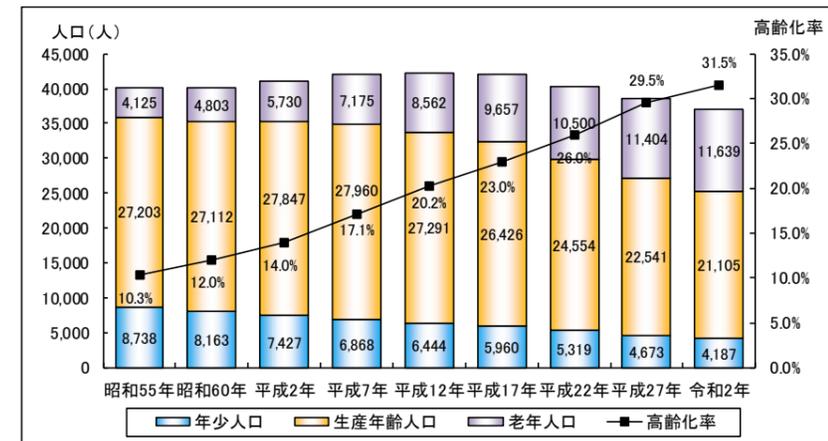
人口の推移を年齢別にみると、年少人口は一貫して減少しており、生産年齢人口は平成7年まで増加傾向にあったものの、その後は減少に転じています。一方、老年人口は令和2年には11,639人と昭和55年の約2.8倍に増加しており、高齢化率も31.5%にまで上昇するなど、少子高齢化が進行しています。



※総人口は「年齢不詳」を含む

資料：国勢調査

図1.3 人口・世帯数の推移



※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上、「年齢不詳」を除く

資料：国勢調査

図1.4 年齢別人口の推移

2. DID（人口集中地区）人口・面積

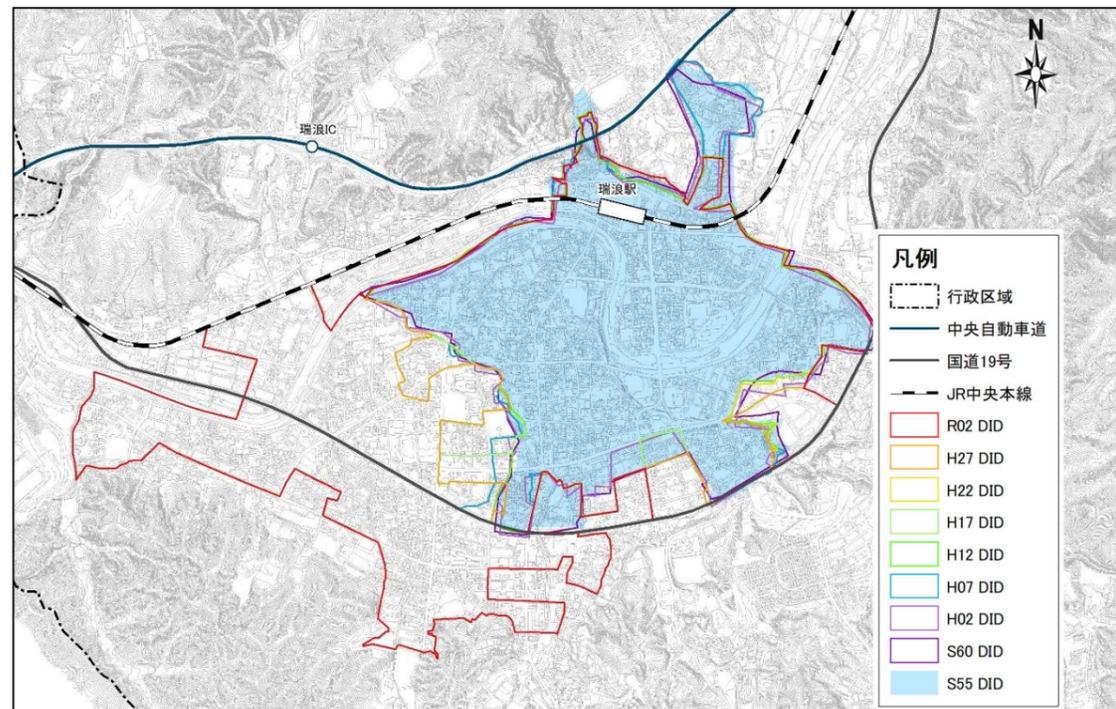
本市のDID（人口集中地区）は、瑞浪駅周辺のJR中央本線から国道19号の南側にかけて設定されており、令和2年時点の人口は13,116人、面積は3.47km²、人口密度は3,780人/km²となっています。

DID（人口集中地区）の推移をみると、人口、面積、市全域に占める人口は平成17年まで減少傾向にありましたが、平成17年以降は増加に転じており、令和2年はDID区域が南西方向に拡大した影響により、大きく増加しています。これは、大規模工場の市内進出による雇用の拡大や大型スーパーの進出等により中心部への流入が進んだためと考えられます。DID区域の拡大とともにDID人口は増加していますが、人口密度は減少傾向にあります。

表1.1 DID人口・面積の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
DID人口(人)	8,985	8,637	8,191	8,282	7,643	7,572	7,741	7,473	13,116	
DID面積(km ²)	1.90	1.90	1.80	1.90	1.77	1.81	1.94	1.96	3.47	
DID人口密度(人/km ²)	4,729	4,546	4,551	4,359	4,318	4,183	3,990	3,813	3,780	
市全域比	人口(%)	22.4%	21.6%	20.0%	19.7%	18.1%	18.0%	19.2%	19.3%	35.3%
	面積(%)	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	2.0%

資料：国勢調査



資料：国土数値情報、国勢調査（地図で見る統計）

図1.5 DID区域の変遷

2. DID（人口集中地区）人口・面積

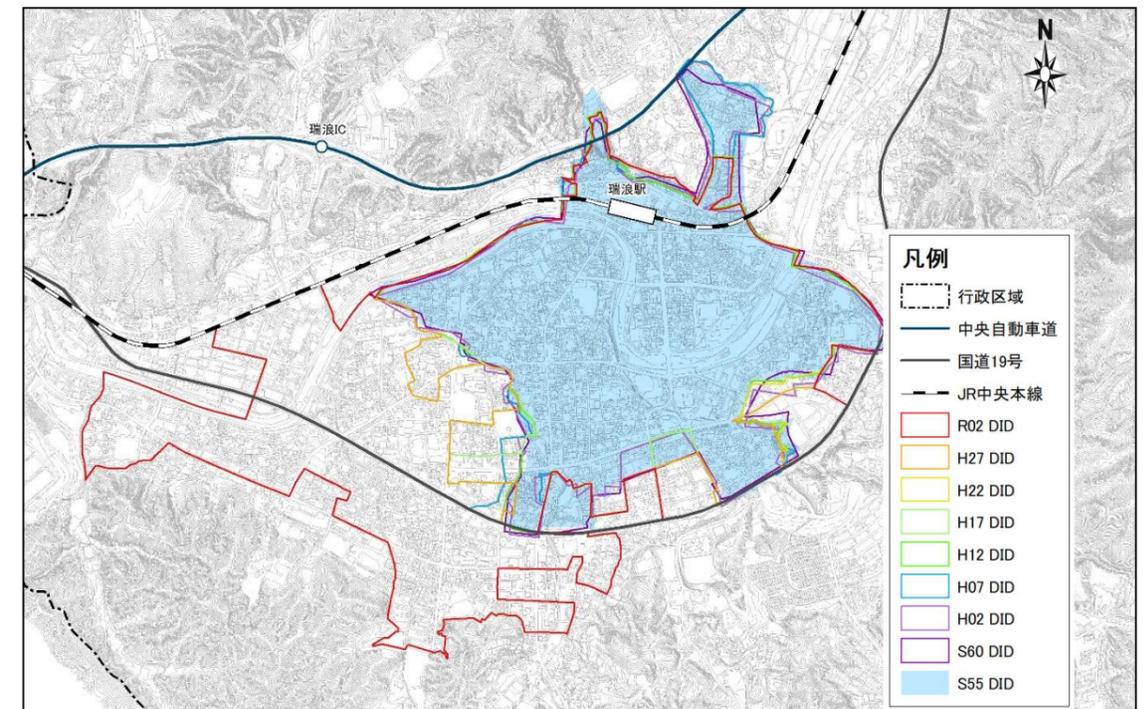
本市のDID（人口集中地区）は、瑞浪駅周辺のJR中央本線から国道19号の南側にかけて設定されており、令和2年時点の人口は13,116人、面積は3.47km²、人口密度は3,780人/km²となっています。

DID（人口集中地区）の推移をみると、人口、面積、市全域に占める人口は平成17年まで減少傾向にありましたが、平成17年以降は増加に転じており、令和2年はDID区域が南西方向に拡大した影響により、大きく増加しています。一方、人口密度は減少傾向にあり、市街地の低密度化が進行していると推測されます。

表1.1 DID人口・面積の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
DID人口(人)	8,985	8,637	8,191	8,282	7,643	7,572	7,741	7,473	13,116	
DID面積(km ²)	1.90	1.90	1.80	1.90	1.77	1.81	1.94	1.96	3.47	
DID人口密度(人/km ²)	4,729	4,546	4,551	4,359	4,318	4,183	3,990	3,813	3,780	
市全域比	人口(%)	22.4%	21.6%	20.0%	19.7%	18.1%	18.0%	19.2%	19.3%	35.3%
	面積(%)	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	2.0%

資料：国勢調査



資料：国土数値情報、国勢調査（地図で見る統計）

図1.5 DID区域の変遷

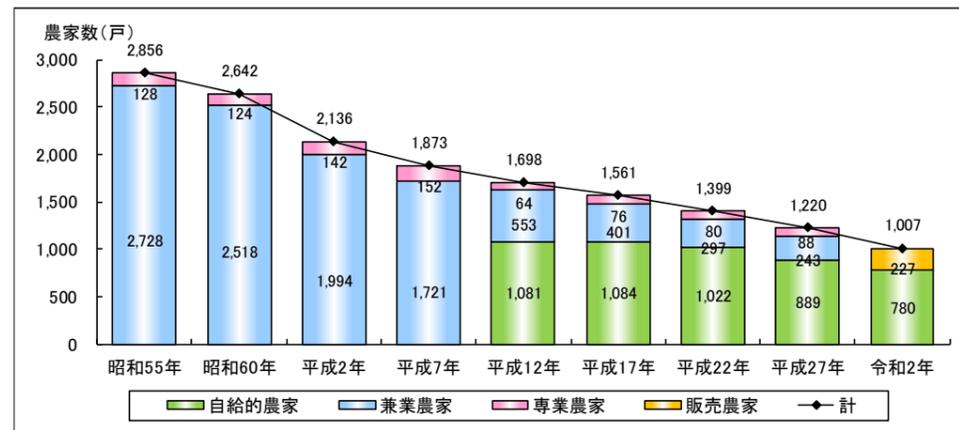
訂正の趣旨、内容

平成2年度にDID区域が増加している主な要因を追記し、文言の整理を行う。

2. 農業

本市の農家数は、令和2年時点で1,007戸と昭和55年の4割以下にまで減少しています。農家の種類別にみると、令和2年時点で販売農家（兼業農家+専業農家）が227戸、自給的農家（経営耕地面積0.3ha未満かつ農産物販売金額50万円未満）が780戸と大きく減少しており、農業従事者の高齢化と担い手不足が課題となっています。

また、農家数の減少に伴って経営耕地面積も令和2年時点で321haと昭和55年の約3割にまで減少しています。本市の経営耕地の種類は田の割合が多く、農業の中心が稲作であることがわかりますが、他用途への転換や耕作放棄による非農地化が問題となっています。多面的機能を有する農地を守っていく取り組みについて、各集落での検討・実施が進んでいます。

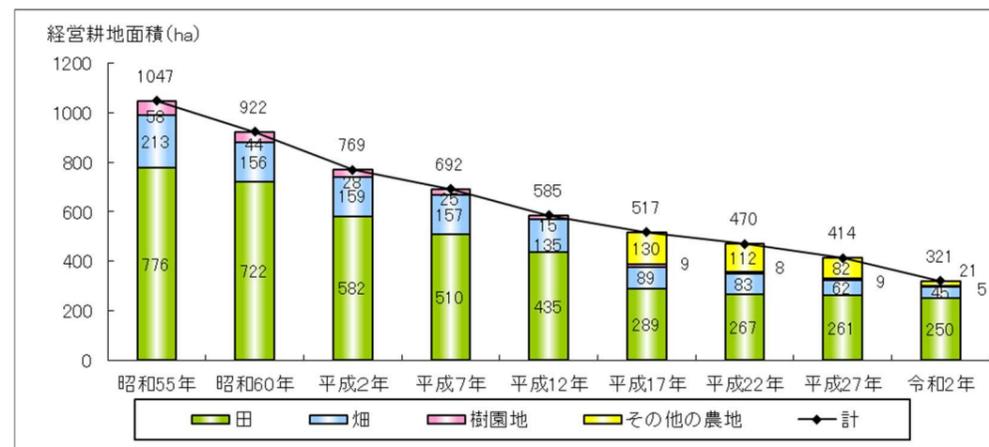


※平成12年以降は調査の対象区分に自給的農家を追加

※令和2年は統計区分の変更により、専業農家、兼業農家別の数値なし

資料：農林業（世界農林業）センサス

図1.9 農家数の推移



※平成17年以降は調査の対象となる区分、内容が変更。「その他の農地」は農業経営体以外の耕地面積。

資料：農林業（世界農林業）センサス

図1.10 経営耕地面積の推移

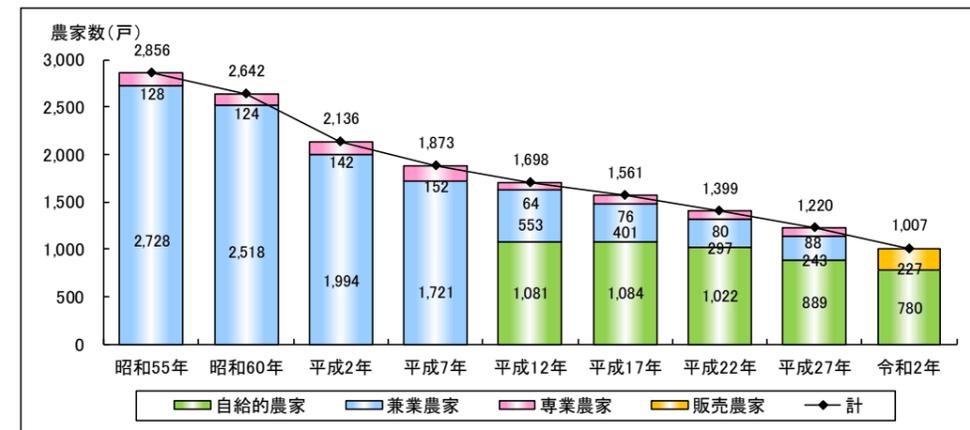
訂正の趣旨、内容

引用する統計データの見直しと農業分野が抱える課題を追記する。

2. 農業

本市の農家数は、一貫して減少しており、令和2年時点で1,007戸と昭和55年の半数以下にまで減少しています。農家の種類別にみると、令和2年時点で販売農家（兼業農家+専業農家）が227戸、自給的農家（経営耕地面積0.3ha未満かつ農産物販売金額50万円未満）が780戸となっており、いずれも減少傾向にあります。

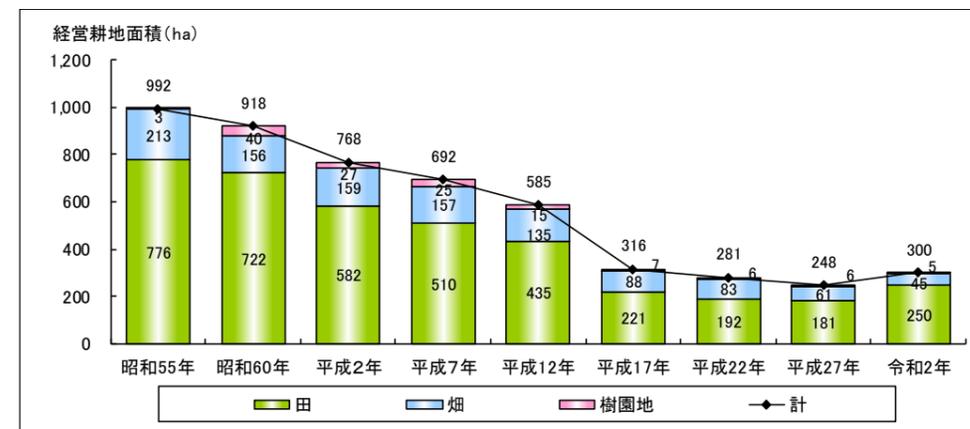
経営耕地面積も減少しており、令和2年時点で300haと昭和55年の約3割にまで減少しています。経営耕地の種類別にみると、田が全体の約8割を占めており、本市の農業の中心が稲作であることがわかりますが、平成12年から平成17年にかけて半減するなど、農地の荒廃が懸念されます。



※令和2年は統計区分の変更により、専業農家、兼業農家別の数値なし

資料：世界農林業（農林業）センサス

図1.9 農家数の推移



※平成27年までは販売農家の値

※令和2年は統計区分の変更により、農業経営体の値

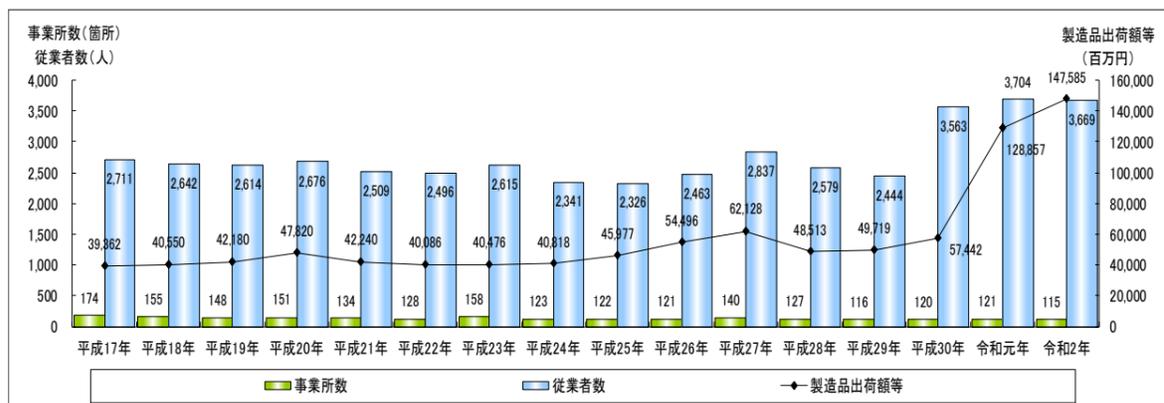
資料：世界農林業（農林業）センサス

図1.10 経営耕地面積の推移

3. 工業

本市の工業についてみると、事業所数は減少傾向にあり、令和2年時点で115箇所となっています。従業者数は平成27年から平成29年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年以降は増加に転じており、令和2年時点で3,669人となっています。製造品出荷額等は平成30年まで概ね横ばいで推移していましたが、**大規模事業所の市内進出等の影響により**、平成30年から令和2年にかけて大きく増加しており、令和2年時点で147,585百万円となっています。

規模別の推移をみると、4～9人の小規模な事業所の減少が顕著で、地場産業である陶磁器産業が衰退しています。一方、100人以上の大規模な事業所については、事業所数は増減を繰り返していますが、従業者数が増加傾向にあり、新たな事業所の立地や業務拡大などによる大規模化が進んでいると推測されます。



※経済センサス活動調査の年次（平成23年、平成27年人、令和2年）については、実績年
資料：工業統計調査、経済センサス活動調査（平成23年、平成27年、令和2年）
図1.1.1 工業の推移（4人以上の事業所）

表1.4 規模別事業所数・従業者数の推移（4人以上の事業所）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
4～9人	事業所数(箇所)	102	82	78	84	64	59	-	56	56	57	-	54	51	49	43
	従業者数(人)	598	493	463	496	387	348	-	323	314	332	-	298	316	293	250
10～19人	事業所数(箇所)	36	37	35	31	33	32	-	33	32	30	-	37	32	35	38
	従業者数(人)	490	489	450	407	419	400	-	456	423	397	-	505	453	488	519
20～29人	事業所数(箇所)	13	14	12	13	15	15	-	13	14	14	-	11	10	11	13
	従業者数(人)	312	340	293	327	373	369	-	308	338	338	-	281	269	290	341
30～49人	事業所数(箇所)	13	11	10	10	9	9	-	10	9	9	-	13	11	11	12
	従業者数(人)	532	435	402	378	341	339	-	374	325	343	-	500	424	438	494
50～99人	事業所数(箇所)	9	8	10	8	10	9	-	10	8	7	-	9	9	9	10
	従業者数(人)	652	563	680	540	663	600	-	724	524	487	-	586	553	579	654
100～299人	事業所数(箇所)	1	3	3	5	3	4	-	1	3	4	-	3	3	4	4
	従業者数(人)	127	322	326	528	326	440	-	156	402	566	-	409	429	572	595
300人以上	事業所数(箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	従業者数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	851

※「-」は該当数値無し
※平成23年、平成27年、令和2年は経済センサス活動調査（実績年）のためデータなし
※平成26年までは12月31日時点、平成28年以降は6月1日時点の値

資料：工業統計調査

3. 工業

本市の工業についてみると、事業所数は減少傾向にあり、令和2年時点で115箇所となっています。従業者数は平成27年から平成29年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年以降は増加に転じており、令和2年時点で3,669人となっています。製造品出荷額等は平成30年まで概ね横ばいで推移していましたが、**企業誘致の結果**、平成30年から令和2年にかけて大きく増加しており、令和2年時点で147,585百万円となっています。

規模別の推移をみると、4～9人の小規模な事業所の減少が顕著で、地場産業である陶磁器産業が衰退しています。一方、100人以上の大規模な事業所については、事業所数は増減を繰り返していますが、従業者数が増加傾向にあり、新たな事業所の立地や業務拡大などによる大規模化が進んでいると推測されます。



※経済センサス活動調査の年次（平成23年、平成27年人、令和2年）については、実績年
資料：工業統計調査、経済センサス活動調査（平成23年、平成27年、令和2年）

図1.1.1 工業の推移（4人以上の事業所）

表1.4 規模別事業所数・従業者数の推移（4人以上の事業所）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
4～9人	事業所数(箇所)	102	82	78	84	64	59	-	56	56	57	-	54	51	49	43
	従業者数(人)	598	493	463	496	387	348	-	323	314	332	-	298	316	293	250
10～19人	事業所数(箇所)	36	37	35	31	33	32	-	33	32	30	-	37	32	35	38
	従業者数(人)	490	489	450	407	419	400	-	456	423	397	-	505	453	488	519
20～29人	事業所数(箇所)	13	14	12	13	15	15	-	13	14	14	-	11	10	11	13
	従業者数(人)	312	340	293	327	373	369	-	308	338	338	-	281	269	290	341
30～49人	事業所数(箇所)	13	11	10	10	9	9	-	10	9	9	-	13	11	11	12
	従業者数(人)	532	435	402	378	341	339	-	374	325	343	-	500	424	438	494
50～99人	事業所数(箇所)	9	8	10	8	10	9	-	10	8	7	-	9	9	9	10
	従業者数(人)	652	563	680	540	663	600	-	724	524	487	-	586	553	579	654
100～299人	事業所数(箇所)	1	3	3	5	3	4	-	1	3	4	-	3	3	4	4
	従業者数(人)	127	322	326	528	326	440	-	156	402	566	-	409	429	572	595
300人以上	事業所数(箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	従業者数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	851

※「-」は該当数値無し
※平成23年、平成27年、令和2年は経済センサス活動調査（実績年）のためデータなし
※平成26年までは12月31日時点、平成28年以降は6月1日時点の値

資料：工業統計調査

3. 公園・緑地の整備方針

（1）基本的な考え方

公園・緑地は、都市の中で憩いの場やレクリエーション・スポーツの場として市民の快適な生活の向上を図るものであり、さらには災害時の避難地として重要な役割を果たすなど多面的な機能を持ちます。そのため、余暇時間の増大や高齢化の進行、ニーズの多様化に対応するとともに、「安心・快適で利便性の高い個性豊かな都市環境の創造」を図るため、地域の個性を活かした身近な公園の計画的な維持管理・整備を地域と協働しながら進めます。

また、公園・緑地のみならず豊富な自然環境を活用したネットワーク化により、地域特性を活かした特色ある施設整備や緑化推進を図り、快適な都市環境の創造を目指します。なお、地区レベルの公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から積極的な住民参加を図り、地区特性やニーズにあわせた施設整備を図るとともに、地域住民との協働による維持管理に努めます。

（2）公園・緑地の整備方針

本市の都市計画公園は 41.7ha 全て整備を完了しており、今後は現在の都市公園の維持管理に努めます。

また、瑞浪市民公園については、文化拠点としてさらに充実させるため、市民公園内文化施設再整備事業を推進します。その他の児童遊園地をはじめとした既存の公園については、老朽化する遊具などの施設を計画的に点検・再整備することで事故を未然に防止し、安心して利用できる遊び場を提供します。

釜戸地区内の竜吟峡周辺地区については、約 40ha を市内唯一の特別緑地保全地区として指定しており、優れた風致を後世に継承するため、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めます。

そのほか、市内を流れる土岐川や小里川などにおいては、水と緑のネットワークの形成を図ります。

3. 公園・緑地の整備方針

（1）基本的な考え方

公園・緑地は、都市の中で憩いの場やレクリエーション・スポーツの場として市民の快適な生活の向上を図るものであり、さらには災害時の避難地として重要な役割を果たすなど多面的な機能を持ちます。そのため、余暇時間の増大や高齢化の進行、ニーズの多様化に対応するとともに、「安心・快適で利便性の高い個性豊かな都市環境の創造」を図るため、地域の個性を活かした身近な公園の計画的な維持管理・整備を地域と協働しながら進めます。

また、公園・緑地のみならず豊富な自然環境を活用したネットワーク化により、地域特性を活かした特色ある施設整備や緑化推進を図り、快適な都市環境の創造を目指します。なお、地区レベルの公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から積極的な住民参加を図り、地区特性やニーズにあわせた施設整備を図るとともに、地域住民との協働による維持管理に努めます。

（2）公園・緑地の整備方針

本市の都市計画公園は 41.7ha 全て整備を完了しており、今後は現在の都市公園の維持管理に努めます。なお、特別緑地保全地区としては約 40ha 指定されており、それらの緑地については将来的にも保全を図ります。

また、瑞浪市民公園については、文化拠点としてさらに充実させるため、市民公園内文化施設再整備事業を推進します。その他の児童遊園地をはじめとした既存の公園については、老朽化する遊具などの施設を計画的に点検・再整備することで事故を未然に防止し、安心して利用できる遊び場を提供します。

そのほか、市内を流れる土岐川や小里川などにおいては、水と緑のネットワークの形成を図り、「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めます。

第7章 地域別まちづくり構想

7-1 地域区分

地域別まちづくり構想の策定にあたっての地域区分については、本市の沿革（瑞浪町、土岐町、陶町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村の3町5村により形成）とまちづくり組織の設置状況により8地域に区分します。（まちづくり・都市計画の連続性のため前計画と整合）

表 7.1 地域区分

地域区分	面積 (ha)	H27 人口 (人)	R2 人口 (人)
瑞浪地域 (瑞浪地区)	894	14,925	14,978
土岐地域 (土岐地区)	2,148	6,948	6,676
明世地域 (明世地区)	864	2,704	2,865
日吉地域 (日吉町)	5,492	2,401	2,045
大湫地域 (大湫町)	797	552	533
釜戸地域 (釜戸町)	3,071	2,961	2,547
稲津地域 (稲津町)	2,179	4,885	4,563
陶地域 (陶町)	2,056	3,354	2,943
計	17,500	38,730	37,150

資料：国勢調査

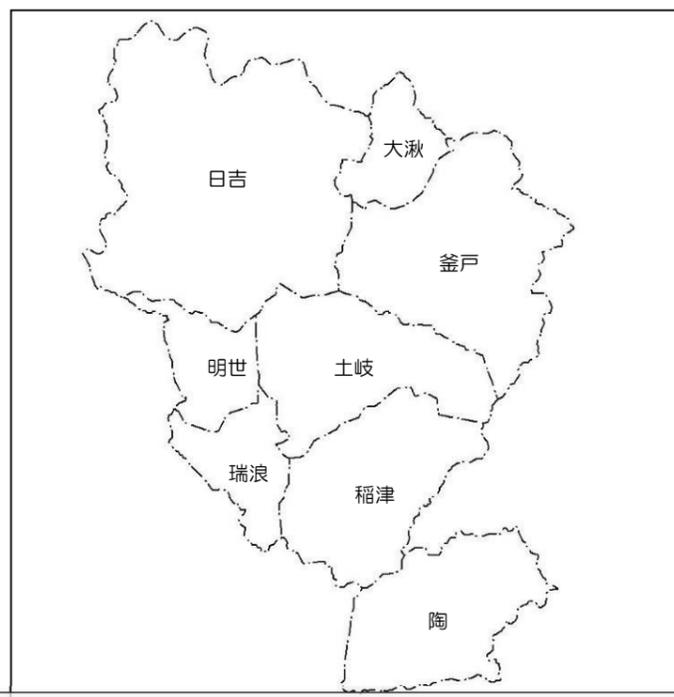


図 7.1 地域区分

訂正の趣旨、内容

「○○地域」という表現が他ページや他計画で引用されているため、まちづくりの区分を()内に表記する。

第7章 地域別まちづくり構想

7-1 地域区分

地域別まちづくり構想の策定にあたっての地域区分については、本市の沿革（瑞浪土岐町、陶町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村の2町5村により形成）より8地域（瑞浪町と土岐町区域を分割）での区分とします。（まちづくり・都市計画の連続性のため前計画と整合）

表 7.1 地域区分

地域区分	面積 (ha)	H27 人口 (人)	R2 人口 (人)
瑞浪地域	894	14,925	14,978
土岐地域	2,148	6,948	6,676
明世地域	864	2,704	2,865
日吉地域	5,492	2,401	2,045
大湫地域	797	552	533
釜戸地域	3,071	2,961	2,547
稲津地域	2,179	4,885	4,563
陶地域	2,056	3,354	2,943
計	17,500	38,730	37,150

資料：国勢調査

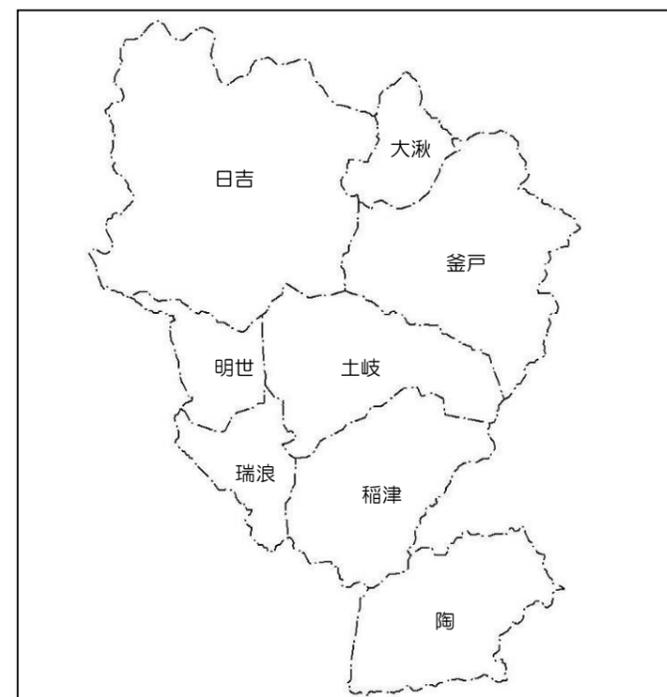


図 7.1 地域区分

7-2 瑞浪地域（瑞浪地区）

1) 将来目標

- 都市としてのまとまりと持続性のある都市構造の確立
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給
- 南部の工業団地を核とした工業活性化と新たな雇用者のための宅地確保

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に整備された明賀台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・下山田地区の第1種低層住居専用地域に指定されているエリアは、低層住宅地として良好な居住環境を図るべく基盤整備を推進します。 ・一般県道上山田寺河戸線周辺の中高層住居専用地域に指定されているエリアは、中低層住宅地として位置づけ、快適で利便性の高い居住環境の形成を図ります。 ・土地区画整理事業による基盤整備が実施された瑞浪中央地区は、国道19号と一般県道上山田寺河戸線の交差部周辺を除き、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・土岐川の南側の地区は、住工が混在する一般住宅地として位置づけ、操業環境の維持との両立に配慮しながら、良好な居住環境の確保を図ります。 ・基盤整備済みの市街地東部地区は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、一部にみられる住工混在の解消を図るとともに、居住環境の向上に努めます。

7-2 瑞浪地域

1) 将来目標

活気とにぎわいの交流地域

- 都市としてのまとまりと持続性のある都市構造の確立
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給
- 南部の工業団地を核とした工業活性化と新たな雇用者のための宅地確保

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に整備された明賀台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・下山田地区の第1種低層住居専用地域に指定されているエリアは、低層住宅地として良好な居住環境を図るべく基盤整備を推進します。 ・一般県道上山田寺河戸線周辺の中高層住居専用地域に指定されているエリアは、中低層住宅地として位置づけ、快適で利便性の高い居住環境の形成を図ります。 ・土地区画整理事業による基盤整備が実施された瑞浪中央地区は、国道19号と一般県道上山田寺河戸線の交差部周辺を除き、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・土岐川の南側の地区は、住工が混在する一般住宅地として位置づけ、操業環境の維持との両立に配慮しながら、良好な居住環境の確保を図ります。 ・基盤整備済みの市街地東部地区は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、一部にみられる住工混在の解消を図るとともに、居住環境の向上に努めます。

7-3 土岐地域（土岐地区）

7-3 土岐地域

1) 将来目標

- 集落地における良好な居住環境や快適な都市環境を確保しつつ、地域に多数分布している歴史的資源や希少植物自生地等の豊かな自然を生かしたまちづくりの推進
- 農地中間管理事業の活用と「農産物等直売所」を核とした地域活性化
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に計画的に整備された学園台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・市街地北部の一日市場地区は、丘陵部の宅地として良好な景観や居住環境を備えた低層住宅地として位置づけ、今後も居住環境の維持を図ります。 ・中京高校周辺の一帯および益見地区、下益見地区の市道一色・益見線より北側は、良好な中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境を確保するとともに、未利用地の宅地化を誘導します。 ・JR瑞浪駅の北側は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・市役所周辺は、一般住宅地として位置づけ、居住環境に配慮しつつ、市の中心的な公共公益施設の集積を図ります。 ・市街地北東部の土岐川左岸および右岸の土岐小学校周辺地区は、一般住宅地として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。
-----------	------	--

1) 将来目標

語り合いとるおいの交流地域

- 集落地における良好な居住環境を確保しつつ、地域に多数分布している歴史的資源や希少植物自生地等の豊かな自然を生かしたまちづくりの推進
- 農地中間管理事業の活用と「農産物等直売所」を核とした地域活性化
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に計画的に整備された学園台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・市街地北部の一日市場地区は、丘陵部の宅地として良好な景観や居住環境を備えた低層住宅地として位置づけ、今後も居住環境の維持を図ります。 ・中京高校周辺の一帯および益見地区、下益見地区の市道一色・益見線より北側は、良好な中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境を確保するとともに、未利用地の宅地化を誘導します。 ・JR瑞浪駅の北側は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・市役所周辺は、一般住宅地として位置づけ、居住環境に配慮しつつ、市の中心的な公共公益施設の集積を図ります。 ・市街地北東部の土岐川左岸および右岸の土岐小学校周辺地区は、一般住宅地として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。
-----------	------	--

訂正の趣旨、内容

公園・河川敷をはじめ、子どもや若者が意心地よいと感じるスペースの確保が求められていることを考慮する。

7-4 明世地域（明世地区）

7-4 明世地域

1) 将来目標		
<p>○瑞浪市民公園などの都市公園を中心とした交流拠点の強化</p> <p>○良好な居住環境を備えた優良宅地の維持</p>		
2) 地域別のまちづくり方針		
①土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 明世地区のJR中央本線より南側は、一般住宅地として位置づけ、住工混在の解消に努め、居住環境の向上を図ります。 明世地区のJR中央本線より北側のうち、一般県道大西瑞浪線の沿道は、サービス施設の立地を許容する一般住宅地として位置づけ、背後地においては、地域の実情に応じた生活基盤等の整備を図ります。
	◆商業地	<ul style="list-style-type: none"> 国道19号沿道は、ロードサイド型商業施設を基本とした近隣商業地として位置づけ、背後地の居住環境に配慮した商業地の形成を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none"> 西部の工業系用途地域に指定されたエリアは、工業地として位置づけ、既存の工業機能の維持と未利用地における工業系土地利用を図ります。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 南北方向の一般県道大西瑞浪線沿いに広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を推進します。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道瑞浪インターチェンジの北側は、瑞浪市民公園を中心に周辺の自然等を活かした憩いの場（交流拠点）として充実を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約60%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

1) 将来目標		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>文化と科学の交流地域</p> </div>		
<p>○瑞浪市民公園を中心とした交流拠点の強化</p> <p>○良好な居住環境を備えた優良宅地の維持</p>		
2) 地域別のまちづくり方針		
①土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 明世地区のJR中央本線より南側は、一般住宅地として位置づけ、住工混在の解消に努め、居住環境の向上を図ります。 明世地区のJR中央本線より北側のうち、一般県道大西瑞浪線の沿道は、サービス施設の立地を許容する一般住宅地として位置づけ、背後地においては、地域の実情に応じた生活基盤等の整備を図ります。
	◆商業地	<ul style="list-style-type: none"> 国道19号沿道は、ロードサイド型商業施設を基本とした近隣商業地として位置づけ、背後地の居住環境に配慮した商業地の形成を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none"> 西部の工業系用途地域に指定されたエリアは、工業地として位置づけ、既存の工業機能の維持と未利用地における工業系土地利用を図ります。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 南北方向の一般県道大西瑞浪線沿いに広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を推進します。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道瑞浪インターチェンジの北側は、瑞浪市民公園を中心に周辺の自然等を活かした憩いの場（交流拠点）として充実を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約60%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道 19 号は、主要幹線道路に位置づけます。 一般県道大西瑞浪線は、北部の観光レクリエーション群へアクセスする幹線道路として位置づけ、休憩施設や修景に配慮した整備を図るとともに、市街地においては、地域の生活道路として安全な道路空間の整備を促進します。 一般県道大西瑞浪線とともに、地域の東西方向の骨格となる市道小田・本町線を幹線道路として位置づけます。 主要地方道瑞浪インター線、市道戸狩・半原線は、瑞浪インターチェンジへの主要なアクセス路となる幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。 市道戸狩・月吉線は、一般県道大西瑞浪線と市道戸狩・半原線の連絡を強化する補助幹線道路として位置づけます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市民公園は、文化拠点としてさらに充実させるため、市民公園内文化施設再整備事業を推進します。 その他の既存公園は、適切な維持管理を地域と協働しながら推進します。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 土岐川は、治水安全度を高めるため、県との連携体制を強化しながら河川の改修・整備を促進します。 日吉川は、自然と親しめる河川環境を確保ならびに自然豊かな水辺環境の保全に努めます。 停電時の対策を行い、下水排水量を増加させるため、月吉橋マンホールポンプ付近の整備を行います。
③ 地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市民公園を中心とした瑞浪インターチェンジ北側は、自然景観と調和した施設整備を推進し、ゆとりある環境を創出します。 世代を超えた自由な交流の拠点として各都市公園の適切な保全に努め、地域の暮らしの魅力を高めます。 土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備とあわせて親水性の高い環境の整備を推進します。 	
④ 景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観形成を促進します。 土岐川などの堤防は、適切な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。 	

2) 地域別のまちづくり方針

② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道 19 号は、主要幹線道路に位置づけます。 一般県道大西瑞浪線は、北部の観光レクリエーション群へアクセスする幹線道路として位置づけ、休憩施設や修景に配慮した整備を図るとともに、市街地においては、地域の生活道路として安全な道路空間の整備を促進します。 一般県道大西瑞浪線とともに、地域の東西方向の骨格となる市道小田・本町線を幹線道路として位置づけます。 主要地方道瑞浪インター線、市道戸狩・半原線は、瑞浪インターチェンジへの主要なアクセス路となる幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。 市道戸狩・月吉線は、一般県道大西瑞浪線と市道戸狩・半原線の連絡を強化する補助幹線道路として位置づけます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市民公園は、文化拠点としてさらに充実させるため、市民公園内文化施設再整備事業を推進します。 その他の既存公園は、適切な維持管理を地域と協働しながら推進します。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 土岐川は、治水安全度を高めるため、県との連携体制を強化しながら河川の改修・整備を促進します。 日吉川は、自然と親しめる河川環境を確保ならびに自然豊かな水辺環境の保全に努めます。 停電時の対策を行い、下水排水量を増加させるため、月吉橋マンホールポンプ付近の整備を行います。
③ 地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市民公園を中心とした瑞浪インターチェンジ北側は、自然景観と調和した施設整備を推進し、ゆとりある環境を創出します。 土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備を促進します。 	
④ 景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観形成を推進します。 土岐川などの堤防は、適切な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。 	

訂正の趣旨、内容

地域の自慢の一つである公園を交流拠点として活用するという地元の方針を反映させる。

7-5 日吉地域（日吉町）

7-5 日吉地域

1) 将来目標

○あらゆる世代が集う交流拠点の確立

【細久手宿、鬼岩公園、天神窯】

○集落地における良好な居住環境の確保や空き家の有効活用、営農・酪農環境の改善

1) 将来目標

自然と伝統文化の交流地域

○あらゆる世代が集う交流拠点の確立

【細久手宿、鬼岩公園、天神窯】

○集落地における良好な居住環境の確保や空き家の有効活用、営農・酪農環境の改善

2) 地域別のまちづくり方針

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いを中心に広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全、酪農環境の改善を推進し、良好な集落環境や営農・酪農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備や住民ニーズにあった交通手段の確保の検討等により、中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・優良な農地については農地中間管理事業を活用し、担い手に集積するよう支援します。また、経営安定化のため実施する高収益作物の栽培や農産物の6次産業化を積極的に支援します。 ・中山道沿道の細久手宿や天神窯は、歴史・文化遺産、地域資源として保全・継承に努めるとともに、中山道を活用した観光連携イベント等を積極的に推進することで、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岩公園は、細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図るとともに、自然とのふれあいの場（交流エリア）として有効活用を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。 ・国定公園に指定されている鬼岩公園周辺および地域北部の木曾川沿いは、自然環境保全重点地域と位置づけ、環境及び文化的価値の保全・継承に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いを中心に広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全、酪農環境の改善を推進し、良好な集落環境や営農・酪農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備や住民ニーズにあった交通手段の確保の検討等により、中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・優良な農地については農地中間管理事業を活用し、担い手に集積するよう支援します。また、経営安定化のため実施する高収益作物の栽培や農産物の6次産業化を積極的に支援します。 ・中山道沿道の細久手宿や天神窯は、歴史・文化遺産、地域資源として保全・継承に努めるとともに、中山道を活用した観光連携イベント等を積極的に推進することで、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岩公園は、細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図るとともに、自然とのふれあいの場（交流エリア）として有効活用を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。 ・国定公園に指定されている鬼岩公園周辺および地域北部の木曾川沿いは、自然環境保全重点地域と位置づけ、環境及び文化的価値の保全・継承に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。

7-6 大湫地域（大湫町）

7-6 大湫地域

1) 将来目標		
<p>○中山道の宿場町にふさわしい歴史性あふれるまちなみの保全</p> <p>○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理</p>		
2) 地域別のまちづくり方針		
① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域中央の大湫宿を中心に広がる集落・農業地区は、生活基盤整備や住宅用地の整備、生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 狭小・不整形な農地については、今後、耕作放棄地となる可能性があるため、水稲として集積困難な農地を高収益作物の栽培圃場として活用できるよう支援します。 中山道沿道の大湫宿は、歴史・文化遺産として保全・継承に努めるとともに、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 大湫宿では、駐車場や休憩施設を整備しており、隣接する日吉地域の細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。 特に地域北部の木曾川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全・維持管理に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。
② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 地域の骨格道路となる主要地方道恵那御嵩線、一般県道大湫恵那線、市道半原・大湫線、市道大湫・神田線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。 地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。 J R釜戸駅周辺へアクセスする歩行者動線を確保します。

歴史と自然の交流地域

1) 将来目標		
<p>○中山道の宿場町にふさわしい歴史性あふれるまちなみの保全</p> <p>○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理</p>		
2) 地域別のまちづくり方針		
① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域中央の大湫宿を中心に広がる集落・農業地区は、生活基盤整備や住宅用地の整備、生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 狭小・不整形な農地については、今後、耕作放棄地となる可能性があるため、水稲として集積困難な農地を高収益作物の栽培圃場として活用できるよう支援します。 中山道沿道の大湫宿は、歴史・文化遺産として保全・継承に努めるとともに、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 大湫宿では、駐車場や休憩施設を整備しており、隣接する日吉地域の細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。 特に地域北部の木曾川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全・維持管理に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。
② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 地域の骨格道路となる主要地方道恵那御嵩線、一般県道大湫恵那線、市道半原・大湫線、市道大湫・神田線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。 地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。 J R釜戸駅周辺へアクセスする歩行者動線を確保します。

7-7 釜戸地域（釜戸町）

7-7 釜戸地域

1) 将来目標	
<p>○釜戸駅南東部を核とした地域の活性化に資する拠点の形成</p> <p>○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理</p>	
2) 地域別のまちづくり方針	
①土地利用の方針	<p>◆集落・農業地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域中央の土岐川、佐々良木川沿いは、集落・農業地区であり、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・農地中間管理事業を活用して、中心経営体への農地集積を推進します。また、集積が困難な農地については、集落の共同活動による維持管理を積極的に支援します。 ・JR釜戸駅周辺は、今後の国道19号瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、土岐川左岸の農用地は、長期的には都市的土地利用への転換を図るゾーンとします。 ・東部の国道19号北側で基盤整備された一団の住宅地および南部の宅地化のみられる別荘地は、優良宅地地区として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。 ・人口減少を抑制し、地域経済を発展させるため、新たな工場用地の整備を推進します。
	<p>◆レクリエーション地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜吟峡は、自然環境の保全や水質浄化に努めるとともに、自然に親しむネイチャー体験ゾーン（交流エリア）として一体的な整備・保全を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	<p>◆丘陵・森林地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

1) 将来目標	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ふれあいとゆとりの交流地域</p> </div>	
<p>○釜戸駅南東部を核とした地域の活性化に資する拠点の形成</p> <p>○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理</p>	
2) 地域別のまちづくり方針	
①土地利用の方針	<p>◆集落・農業地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域中央の土岐川、佐々良木川沿いは、集落・農業地区であり、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・農地中間管理事業を活用して、中心経営体への農地集積を推進します。また、集積が困難な農地については、集落の共同活動による維持管理を積極的に支援します。 ・JR釜戸駅周辺は、今後の国道19号瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、土岐川左岸の農用地は、長期的には都市的土地利用への転換を図るゾーンとします。 ・東部の国道19号北側で基盤整備された一団の住宅地および南部の宅地化のみられる別荘地は、優良宅地地区として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。 ・人口減少を抑制し、地域経済を発展させるため、新たな工場用地の整備を推進します。
	<p>◆レクリエーション地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜吟峡は、自然環境の保全や水質浄化に努めるとともに、自然に親しむネイチャー体験ゾーン（交流エリア）として一体的な整備・保全を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	<p>◆丘陵・森林地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

7-8 稲津地域（稲津町）

7-8 稲津地域

1) 将来目標

○都市住民が自然とふれあえる空間づくり
【屏風山一帯、周辺の優良農地、小里城跡】

○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域中央の小里川、萩原川沿いを中心に位置する集落・農業地区では、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全、休耕田の活用にも努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 農地中間管理事業を活用し、農地集積を推進します。 「南北都市軸」（主要地方道瑞浪大野瀬線）と主要地方道多治見恵那線の交差する集落地を、地域の中心となる「地域拠点」として位置づけ、田園環境と調和した魅力ある集落を形成します。（「地域拠点」を中心とする集落地は基盤整備を積極的に図ることにより、長期的には都市的土地利用を誘導するゾーンとします。）
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 「南北都市軸」を基本として、「地域拠点」、小里城跡、小里城大橋等を結ぶ新観光軸を設定し、観光資源の整備・充実を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約75%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

里山と語らいの交流地域

1) 将来目標

○都市住民が自然とふれあえる空間づくり
【屏風山一帯、周辺の優良農地、小里城跡】

○集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用、良好な自然環境の保全・維持管理

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域中央の小里川、萩原川沿いを中心に位置する集落・農業地区では、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用にも努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全、休耕田の活用にも努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 農地中間管理事業を活用し、農地集積を推進します。 「南北都市軸」（主要地方道瑞浪大野瀬線）と主要地方道多治見恵那線の交差する集落地を、地域の中心となる「地域拠点」として位置づけ、田園環境と調和した魅力ある集落を形成します。（「地域拠点」を中心とする集落地は基盤整備を積極的に図ることにより、長期的には都市的土地利用を誘導するゾーンとします。）
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 「南北都市軸」を基本として、「地域拠点」、小里城跡、小里城大橋等を結ぶ新観光軸を設定し、観光資源の整備・充実を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約75%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

7-9 陶地域（陶町）

7-9 陶地域

焼き物文化ともてなしの交流地域

1) 将来目標

- 中馬街道の面影が残るまちなみを維持しつつ、集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用
- 陶器産業を活用した交流拠点の形成
- 営農環境の向上と良好な自然環境の保全・維持管理

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 363 号沿道を中心する集落・農業地区では、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用に向けた検討に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図るとともに、地域の実情にあった交通インフラの整備に向けた検討を推進します。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・農地中間管理事業を活用し、農地集積を推進します。 ・集落地区において、特に中小の陶器工場と住宅等が混在する地区にあっては、生産・居住環境の維持・向上に努めるとともに、地場産業を活かした交流の場として活用を図ります。 ・西部の土取跡地における、土地の有効活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約 70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。

1) 将来目標

- 中馬街道の面影が残るまちなみを維持しつつ、集落地における良好な居住環境の確保と空き家の有効活用
- 陶器産業を活用した交流拠点の形成
- 営農環境の向上と良好な自然環境の保全・維持管理

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 363 号沿道を中心する集落・農業地区では、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導、空き家の有効活用に向けた検討に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図るとともに、地域の実情にあった交通インフラの整備に向けた検討を推進します。 ・基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・農地中間管理事業を活用し、農地集積を推進します。 ・集落地区において、特に中小の陶器工場と住宅等が混在する地区にあっては、生産・居住環境の維持・向上に努めるとともに、地場産業を活かした交流の場として活用を図ります。 ・西部の土取跡地における、土地の有効活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約 70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全・維持管理に努めます。